

2024年7月

一般社団法人 上田ミッション奨学会
2024年度 奨学生募集要項

一般社団法人上田ミッション奨学会
代表理事 上田 利昭

■一般社団法人 上田ミッション奨学会について

当法人は、キリスト教精神に基づき、青少年を中心とした人材育成支援のための奨学金などを行うことにより、利他の精神を備えた豊かな人間性を育て、よりよい社会形成の推進に寄与することを目的として、2024年4月に設立されました。

■当法人の奨学金の特長

奨学金の特長は次のとおりです。

- ① 主に神学校又は神学大学院の学費に充てていただく奨学金となります。
- ② 奨学金は支給とし、返済の義務はありません。
- ③ 当法人の奨学金以外の奨学金・支援金を受けている方も応募できます。

1. 奨学生となるための応募資格

次のいずれかの条件を満たす、心身ともに健康で、旺盛な勉学意欲と宣教の情熱を有する方は、当法人の奨学生の応募資格を有します。

- ① 現在、神学校に在学中の方
- ② 現在、神学大学院に在学中の方
- ③ 神学校を卒業した者のうち、神学大学院に入学する予定の方

2. 奨学生に対する奨学金支給内容

奨学生に対する奨学金の支給内容は、次のとおりです。原則として、届け出のあった本人名義の預金口座に、お支払いします。

対象	支給金額	支給回数	支給人数	支給期間
国内奨学生	年 25 万円 又は年 50 万円	2024年 11 月に 1 回	30 名 程度	1 年間（継続希望の方は、再度申請ください。正規の最終修業年限の終期まで、申請可能）

海外留学生 (原則日本人で 海外の神学校・ 神学大学院に入 学する方)	申請した金 額(最大年 200万円)	2024年11 月に1回	3名 程度	1年間(継続希望の方 は、再度申請くださ い。正規の最終修業年 限の終期まで、申請可 能)
---	--------------------------	-----------------	----------	---

3. 奨学生となるための応募手続き

応募手続きは、以下のとおりです。提出された書類は返却不可となりますので、提出前にコピーをとっておく等ご対応ください。

	事 項	備 考
提出書類	(1) 履歴書	当法人ホームページより「履歴書」様式をダウンロードしてご記入ください。
	(2) 個人の証	当法人ホームページより「個人の証」様式をダウンロードしてご記入ください。
	(3) 応募者が在籍する (または卒業した) 神学校の推薦状	書式自由、A4 1枚以内でご記載ください。 なお、2回目以降の申請の場合には不要です。
	(4) 個人情報の取扱い に関する同意書	当法人ホームページより同意書をダウンロードしてご記入ください。
	(5) 成績証明書	在籍する学校の発行した成績証明書 なお、神学校または神学大学院の新入生の場合 は、直近卒業した学校の成績証明書をご提出くだ さい。
	(6) 前年の世帯の所得 がわかる書類の写し	給与所得のみの場合は源泉徴収票の写し、給与所 得以外の所得がある方は、申告済確定申告書や自 治体の発行する所得証明書の写し等を提出してく ださい。
提出先	当法人事務局へ提出 (または学校でとりま とめの上、当法人事務局に まとめて提出) ※	〒536-0015 大阪市城東区新喜多一丁目2番7- 3605号 一般社団法人上田ミッション奨学会 事 務局
提出期限	2024年9月30日	・提出期限当日の消印有効

※ 提出先につきましては学校にご確認の上、ご提出ください。

4. 奨学生の選考方法

当法人は、ご提出書類を厳正に審査選考し、当法人の目的に適合する方を奨学生として採用致します。選考にあたっては、以下の事項を考慮致します。

	事 項	備 考
人物	主に右記に関する内容から総合的に判断する	<個人の証> ・現在在籍している、もしくは卒業した神学校を選んだ理由（国内応募の場合） ・奨学金の使用計画（海外応募の場合） ・過去の経験 ・将来の目標、夢 ・好きな聖書の一節
経済的状況	修学における経済的援助の必要性	・提出書類による前年の世帯年収、家族構成等を参考にし、総合的に判断
学業成績	学業成績証明書の内容	・5段階評価で平均3以上であることが原則

5. 奨学生の選考結果

選考結果は、神学校に通知します（2024年11月ごろを予定）。また、選考過程についてはお答えできない旨ご了承ください。

6. 奨学生の義務

奨学生に選考された者は、「遵守事項」を遵守しなければなりません。奨学金の支給期間中に遵守すべき主な事項は、以下のとおりです。

	内容
提出義務	2024年度奨学金を受けられた方は、2025年8月末日までに、神学校・神学大学院における1年間の学業や課外活動の報告をしてください。推薦団体名と氏名を記入し、形式は自由、A4・1枚程度でまとめ、Eメールにて事務局までご送付ください。
報告義務	停学、退学処分、その他在籍する学校から処分を受けた場合、当法人への届出事項に変更があった場合には、奨学生は、直ちに当法人にその旨を報告してください。

届出義務	住所変更、休学、長期（1か月以上）に亘る欠席、自主退学、転校、その他重大な意思決定を行う場合には、奨学生は、事前に当法人にその旨を届出してください。
------	--

7. 奨学金の停止又は終了

奨学生に次の事由が生じた場合、当法人は奨学金の支給を停止又は終了することができます。なお、④に該当する場合、再開の可否は当法人理事会で決定後、ご本人と在籍する大学の事務局に通知されます。また、⑤～⑨に該当することになった場合、当法人理事会の決定をもって奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

奨学金の停止又は終了事由	
①	在籍する神学校の在籍関係を喪失した場合
②	水難、火災その他の災害により生死不明または所在不明となった場合
③	病気、その他の理由により学業を継続する見込みのない場合
④	休学、または長期にわたって欠席した場合
⑤	重大な法令違反又は公序良俗違反があった場合
⑥	学業成績又は素行が著しく不良の場合
⑦	提出書類又は届出事項に故意又は重大な過失により虚偽の記載があった場合
⑧	学校に在籍していないにもかかわらず、奨学金を受け取った場合
⑨	その他、奨学生としてふさわしくないと理事会が認めた場合

8. その他

当法人の奨学金の給付は、給付終了後の奨学生の進路等を制限するものではありません。

9. お問い合わせ先

ご質問や確認事項がある場合は、以下の一般社団法人上田ミッション奨学会事務局までご連絡くださいますようお願い致します。

<p>一般社団法人上田ミッション奨学会 事務局</p> <p>住所：〒536-0015 大阪市城東区新喜多 1-2-7-3605</p> <p>電 話：080-9757-1546</p> <p>E-mail：uedamission72@gmail.com</p>

以上